

名古屋共立病院の地域医療支援病院の承認取消について

取消事由

地域医療支援病院の承認要件である医療法第 4 条第 1 項第 2 号に掲げる救急医療を提供する能力を欠くこととなるため。

医療法人偕行会理事長から、同法人が開設する名古屋共立病院において、平成 24 年 1 月より看護師が減少するため、平成 23 年 12 月 31 日をもって、医療法第 4 条第 1 項に掲げる地域医療支援病院の承認要件のうち、第 2 号の「救急医療を提供する能力を有すること」を欠くことになるとして、平成 23 年 11 月 25 日付けで承認取下げの申出があった。

なお、同様の理由により、平成 23 年 12 月 31 日をもって救急 2 次輪番病院の辞退及び救急告示病院の撤回の届出が平成 23 年 11 月 16 日付けでなされている。

取消予定年月日

平成 23 年 12 月 31 日

根拠規定

・医療法第 4 条第 1 項（抜粋）

国、都道府県、市町村、第 42 条の 2 第 1 項に規定する社会福祉法人その他厚生労働大臣の定める者の開設する病院であって、地域における医療の確保のために必要な支援に関する次に掲げる要件に該当するものは、その所在地の都道府県知事の承認を得て地域医療支援病院と称することができる。

二 救急医療を提供する能力を有すること。

・医療法第 29 条第 3 項（抜粋）

都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、地域医療支援病院の承認を取り消すことができる。

一 地域医療支援病院が第 4 条第 1 項各号に掲げる要件を欠くに至ったとき。

・医療法第 29 条第 5 項

都道府県知事は、第 3 項の規定により地域医療支援病院の承認を取り消すに当

たつては、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かなければならない。
これまでの遵守状況

1 救急患者受入れ状況

(単位：人)

	救急搬送患者	救急搬送以外の 救急患者	合 計
22年度実績	1,295	8,098	9,393
21年度実績	1,482	11,887	13,369
20年度実績	1,775	8,714	10,489

2 紹介率・逆紹介率

(単位：%)

	紹介率	逆紹介率
22年度実績	83.7	116.2
21年度実績	82.1	113.5
20年度実績	84.8	118.5

- その他の要件についても、医療法第12条の2に基づき提出される業務報告により確認しており、内容については、県ホームページで公開している。

併せて、毎年度、立入検査を実施し、要件を満たしていることを確認している。

承認要件（医療法第4条、医療法施行規則第6条の2、医政局長通知）

国、都道府県、市町村、特別医療法人、公的医療機関、医療法人、民法第34条の公益法人、学校法人、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康福祉機構、エイズ治療拠点病院または地域がん拠点病院で保険医療機関または特定承認保険医療機関を開設している者」が開設する病院であって、地域における医療の確保のために必要な次に掲げる要件に該当するもの。

- 1 紹介患者に対し医療を提供し、かつ、共同利用のための体制が整備されていること。

次のいずれかに該当すること。

紹介率が80%を上回っていること。

紹介率が60%を上回り、かつ、逆紹介率が30%を上回ること。

紹介率が40%を上回り、かつ、逆紹介率が60%を上回ること。

- 2 救急医療を提供する能力を有すること。

24時間体制で入院治療を必要とする重症患者に必要な検査、治療ができるよう、通常の当直体制の外に重症救急患者の受入れに対応できる医師等医療従事者が確保されるとともに、重症患者のために優先的に使用できる病床又は専用病床が確保されていること。

入院治療を必要とする重症救急患者に必要な検査治療を行うために必要な診療施設を有し、24時間使用可能な体制が確保されていること。

救急自動車による傷病者の搬入に適した構造設備を有していること。

- 3 地域の医療従事者の資質向上を図るための研修を行わせる能力を有すること。

- 4 200床以上の病床を有すること。（病床の種別は問わない。）

なお、知事が地域における医療の確保のために必要であると認めたときは、200床未満でもよい。

- 5 構造設備については、一般の病院に必要とされる施設のほか、集中治療室、化学・細菌及び病理の検査施設、病理解剖室、研究室、講義室、図書室、救急用又は患者輸送用の自動車、医薬品情報管理室を有すること。

- 6 施設の構造設備が医療法施行規則で定める要件に適合すること。

人員基準は、一般の病院と同様